

第6次鋸南町障害福祉計画

第2次鋸南町障害児福祉計画

障害者総合支援法に基づく第6次障害福祉計画
児童福祉法に基づく第2次障害児福祉計画

令和3年3月

鋸 南 町

はじめに

本町では、平成30年3月に「第4次鋸南町障害者基本計画」を策定し、『里愛』で結びつく福祉のまちきょなん」を基本理念とし、障害者及び障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目指し、体制づくりを行ってまいりました。



急速な少子高齢化と人口減少、さらには台風による災害や新型コロナウイルスの蔓延など、大きく社会情勢が変化する中で、この度、前計画の3年間の期間が終了し、新たに「第6次鋸南町障害福祉計画」及び「第2次障害児福祉計画」を策定することとなりました。

本計画は、国の基本指針を踏まえ、支え手側と受け手側という関係を超えて、あらゆる地域の住民と、地域の多様な主体が、自分の事のように支え合いながら、世代や分野を超え、丸ごとつながることにより、社会を共に創っていく「地域共生社会の実現」を見据えながら、障害のある人も無い人も、地域で暮らす誰もが共に安心して暮らせるまちづくりを目指し、公的サービスに加え、それを補完するボランティア、住民相互の支え合いを活発化し、災害や大きな社会変動にも柔軟に対応できる地域福祉力を高めていくことを主眼に施策目標を体系化し定めたところです。

これからも、障害者の自己決定の尊重と意志決定の支援を促進する施策の展開を図るとともに、住み慣れた地域で必要な支援を利用できることを基本とし、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実現を町民の皆様と共に目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた多くの町民の皆様に対し、心から厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

鋸南町長 白石 浩 和

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の位置づけと期間	3
第3節 計画の対象者	5
第4節 介護保険制度との関係	5
第5節 近年の法制度の整備状況	5
第6節 国の政策動向	7
第2章 障害者数の推移と推計	9
第3章 アンケートに見る障害者の生活課題と施策ニーズ	10
第4章 計画の基本的方向	14
第1節 基本理念	14
第2節 施策推進の基本方針	15
第2編 障害福祉計画	17
第1章 基本目標	19
第1節 自己選択・自己決定ができる環境づくり	19
第2節 ライフステージに応じたサービス提供体制の強化	19
第3節 地域生活移行の推進と就労支援の強化	19
第2章 地域生活移行と就労支援の数値目標	19
第1節 施設入所者の地域生活移行の目標	19
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	20
第3節 地域生活支援拠点等の整備	20
第4節 福祉施設から一般就労への移行の目標	21
第5節 相談支援体制の充実・強化等の目標	22

第6節	障害福祉サービス等の質向上に係る目標	23
第7節	発達障害者等に対する支援の目標	23
第3章	サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	24
第1節	サービス事業量の見込みの総括	24
第2節	自立支援給付の見込み	25
1	訪問系サービス	25
2	日中活動系サービス	26
(1)	生活介護・療養介護	26
(2)	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	27
(3)	就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援	28
(4)	短期入所（ショートステイ）	29
3	居住支援・施設系サービス	30
(1)	共同生活援助（グループホーム）	30
(2)	施設入所支援	31
(3)	自立生活援助	32
4	指定相談支援	32
5	その他の自立支援給付	33
(1)	自立支援医療	33
(2)	補装具費の支給	34
第3節	地域生活支援事業の見込み	34
1	理解促進研修・啓発事業	34
2	自発的活動支援事業	35
3	相談支援事業	35
4	成年後見制度利用支援事業	36
5	成年後見制度法定後見支援事業	37
6	意思疎通支援事業	37
7	日常生活用具給付等事業	38
8	手話奉仕員養成研修事業	39
9	移動支援事業	39
10	地域活動支援センター事業	40
11	日中一時支援事業	41
12	訪問入浴サービス	41

13	知的障害者職親制度	42
14	自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成	42
第4章	その他の関連事業	43
第1節	成年後見制度利用促進基本計画	43
第3編	障害児福祉計画	47
第1章	基本目標	49
第1節	専門性の高い療育の促進、支援体制の整備	49
第2節	家族支援の強化と地域社会への参加、包容の推進	49
第2章	成果目標	50
第1節	児童発達支援センターの設置	50
第2節	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	50
第3節	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	50
第4節	医療的ケア児支援の協議の場の設置	51
第3章	サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	51
第1節	障害児福祉サービスについて	51
第2節	サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策	52
1	児童発達支援事業	52
2	放課後等デイサービス	52
3	保育所等訪問支援	53
4	障害児相談支援	53
第4章	その他の関連事業等	54
第1節	医療的ケア児等支援ワーキンググループ	54
第4編	計画推進に向けて	55
第1章	適切なケアマネジメントの実施	57
第2章	地域自立支援協議会の円滑な運営	57
第3章	計画の適切な進行管理	58

第4章 施策推進のための体制強化	58
参考資料	59
計画策定委員会設置要綱	61
計画策定委員会委員名簿	63

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

本町では、平成30年3月に障害者基本法に基づく障害保健福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「第4次鋸南町障害者基本計画」（平成30年度～令和5年度）を策定しました。また、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量との方策を定める実施計画として、「第5次鋸南町障害福祉計画」（平成30～令和2年度）及び児童福祉法に基づく「第1次鋸南町障害児福祉計画」も一体的に策定しました。

この間、国における施策は、平成30年3月に障害者基本計画（第4次）により、今後5年間における障害者施策のあり方が示されました。また、同年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（「読書バリアフリー法」）」施行と障害者の社会参加の機会を広げる施策が示されてきました。

国の計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」が掲げられており、障害者自身による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。

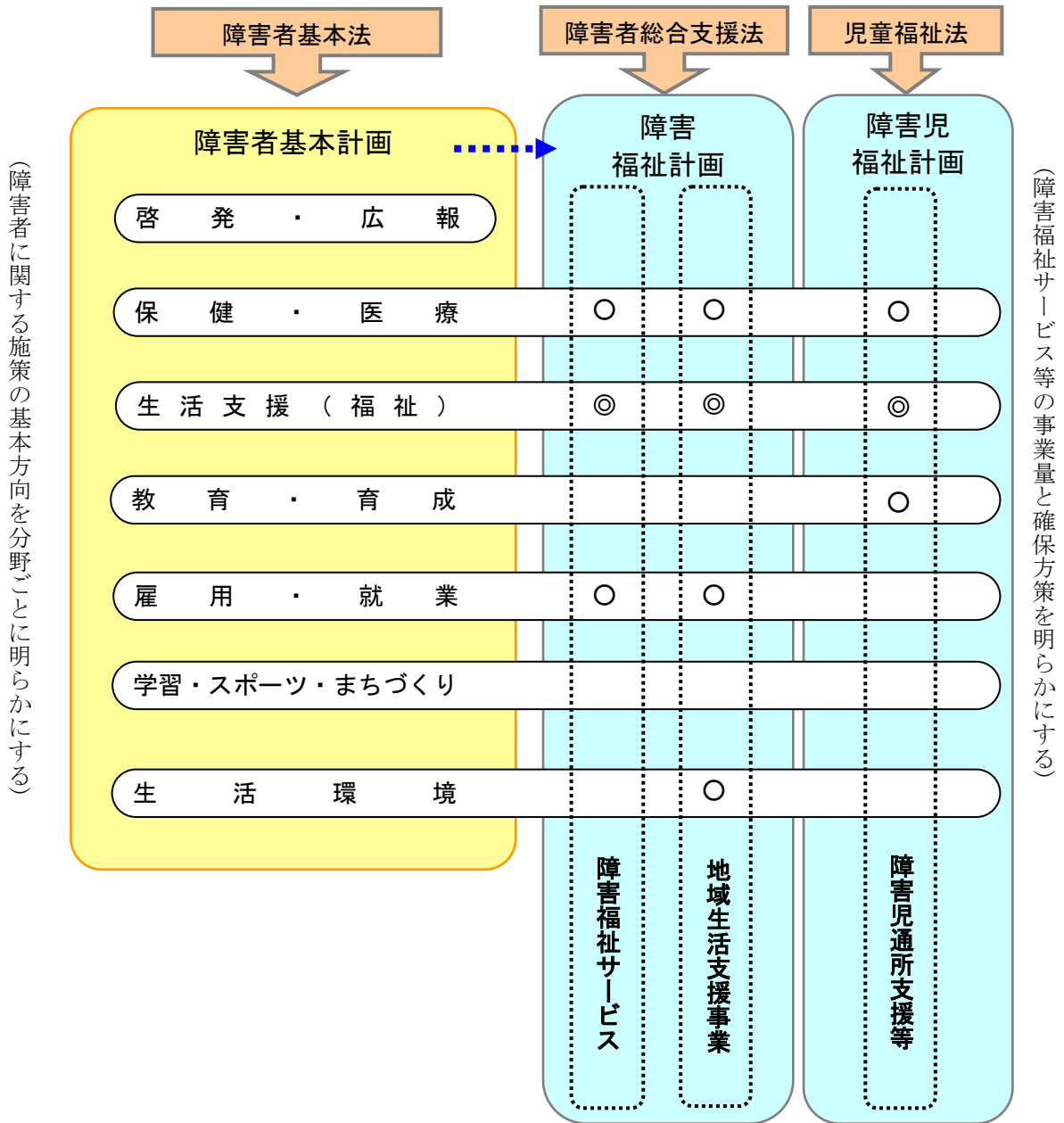
このことから、これまで以上に障害者の社会参加を促すための施策が重要と考えられ、今回、町が策定する「第6次鋸南町障害福祉計画」、「第2次鋸南町障害児福祉計画」においても、障害の有無にかかわらず、すべての住民の権利が守られ、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を目指してまいります。

第2節 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づき障害福祉サービス・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める「障害福祉計画」及び、児童福祉法33条に基づき障害児通所支援・障害児相談支援の事業量やその確保策を定める「障害児福祉計画」の2つの計画からなります。

本町では、「第6次鋸南町障害福祉計画」及び「第2次鋸南町障害児福祉計画」の計画期間を、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係



計画期間

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
第4次鋸南町障害者基本計画	→					
第6次鋸南町障害福祉計画				→		
第2次鋸南町障害児福祉計画				→		

第3節 計画の対象者

我が国には、医学的な観点から心身の機能障害を診断・判定し、主要な障害である身体障害、知的障害、精神障害のある人に手帳を交付する制度があります。本計画の対象となる「障害者」は、この手帳交付者を基本にしつつ、「児童相談所で知的障害と判定された方」や「自立支援医療（精神通院）利用者」、さらには発達障害、高次脳機能障害、各種の難病など、原因や症状、治療法等に関する研究が途上で、福祉的な支援方法が確立していない障害を有する人も含みます。

また、「障害」は機能障害を指すだけでなく、「能力障害・個人の活動制限」や「社会的不利・社会への参加制約」を含む概念であり、「障害者が受ける制限は、社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずる」という認識に立っています。

第4節 介護保険制度との関係

障害者総合支援法上のサービスと、主に高齢者施策を対象に平成12年度から導入されている介護保険サービスには、類似のメニューが多くあります。これらのサービスメニューについて、65歳以上の障害者や、介護保険制度の特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障害者に対しては、介護保険制度による利用が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障害者施策で実施されます。障害者のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障害者施策によるサービスを併用する場合があります。

また、障害者が65歳に達した場合に、それまで利用していた障害福祉サービス事業所を継続して利用できるように、平成30年度から「共生型サービス」の制度が導入され、障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所の指定を受けやすくなるような指定基準の見直しが行われました。

第5節 近年の法制度の整備状況

我が国の障害福祉制度は、平成15（2003）年の「支援費制度」の導入により、行政がサービスの利用先や内容等を決定する「措置制度」から、障害のある人自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

平成18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法）」が、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法）」が、同年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法）」が施行され、障害のある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。

平成28（2016）年には、発達障害のある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害のある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害のある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法）」施行、直近では令和2（2020）年4月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法）」の改正法施行など、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

近年の法制度整備の状況

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18（2006）年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19（2007）年	障害者権利条約に署名（平成19年9月28日）
平成21（2009）年	障害者制度改革推進会議
平成23（2011）年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24（2012）年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25（2013）年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日） 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月1日）
平成26（2014）年	障害者権利条約の批准（平成26年1月20日）

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28(2016)年	障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法施行(平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行(平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(平成28年8月1日)
平成30(2018)年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行(平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行(平成30年6月13日) 障害者基本計画(第4次計画)
令和元(2019)年	視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)
令和2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行(令和2年4月1日) 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和2年6月19日) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の公布(公布日令和2年6月12日から起算して9月を超えない範囲の政令で定める日から施行)

第6節 国の政策動向

国では、平成30年度～令和4年度の5年間を計画期間とする「障害者基本計画(第4次)」を策定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置づけています。本計画の策定においても、この基本計画を踏まえておく必要があります。

障害者基本計画(第4次)の概要

計画期間	
	平成30(2018)年度からの5年間
基本理念(計画の目的)	
	共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援
各分野に共通する横断的視点	
	(1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保 (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援 (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援 (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進
施策の円滑な推進	
	(1) 連携・協力の確保 (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

各分野における障害者施策の基本的な方向	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全・安心な生活環境の整備 (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (3) 防災、防犯等の推進 (4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (6) 保健・医療の推進 (7) 行政等における配慮の充実 (8) 雇用・就業、経済的自立の支援 (9) 教育の振興 (10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (11) 国際社会での協力・連携の推進

※情報アクセシビリティ:年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

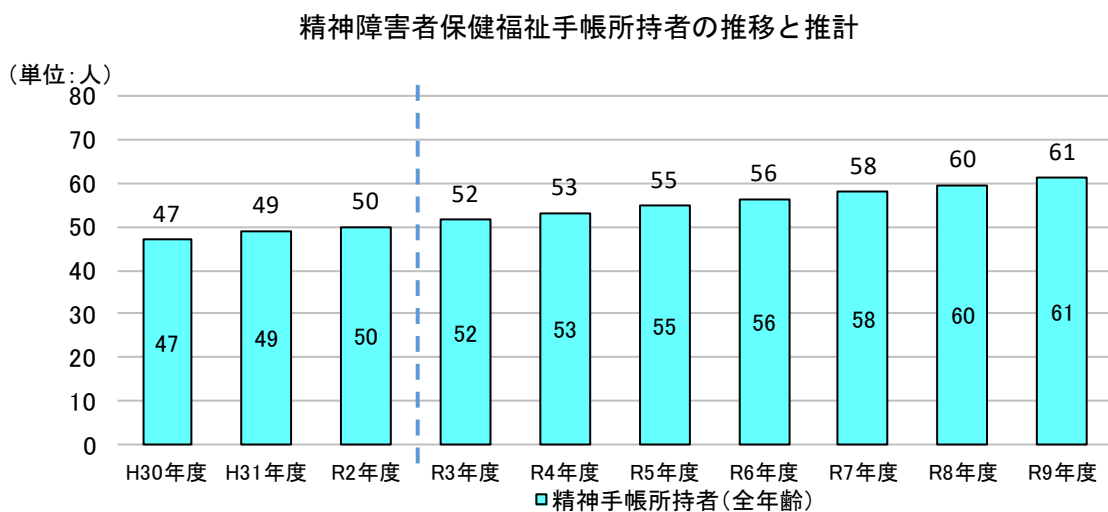
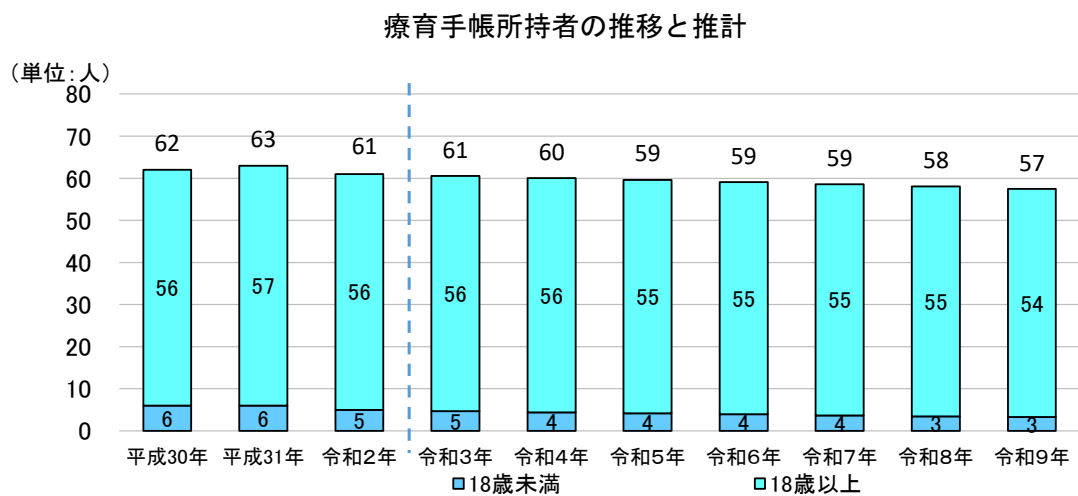
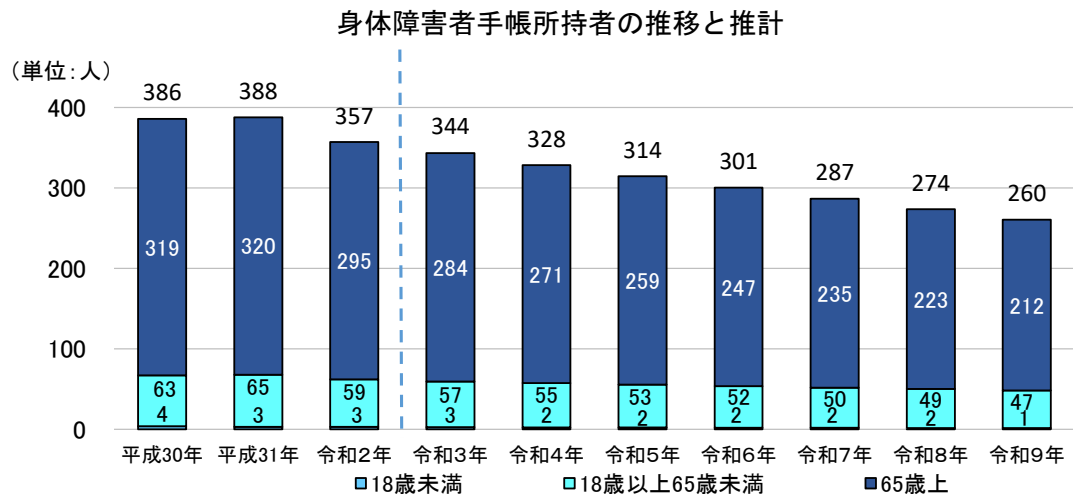
また、国では、市町村の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の国の基本指針（抜粋）

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援 (6) 障害福祉人材の確保 (7) 障害者の社会参加を支える取組
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 (2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進 (5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 (6) 依存症対策の推進
障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的	
	<p>障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。</p>

第2章 障害者数の推移と推計

過去の推移から令和9年度の障害者数を推計すると、身体障害者手帳所持者数は260人、療育手帳所持者数は57人、精神保健福祉手帳所持者数は61人と見込まれます。



第3章 アンケートに見る障害者の生活課題と施策ニーズ

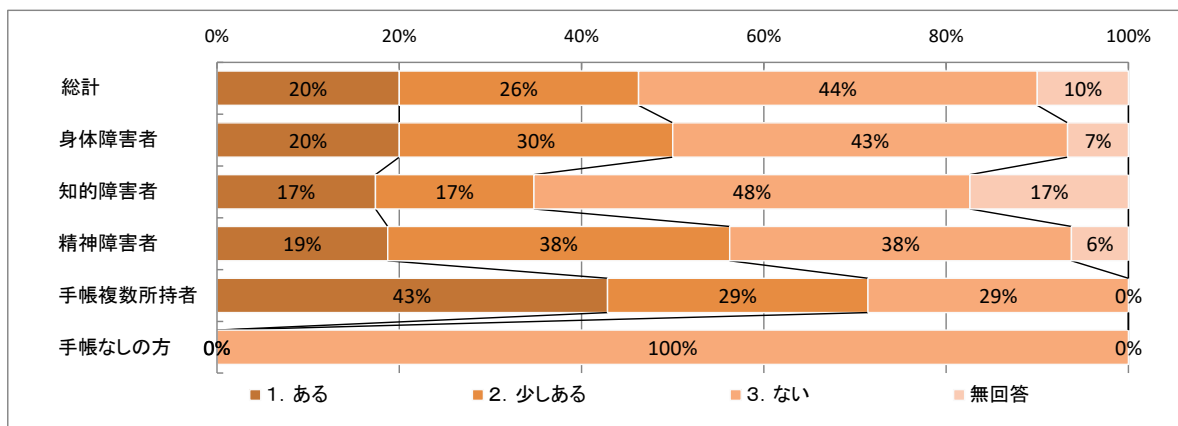
令和2年8月に実施したアンケート調査（配布数165：回答者数80人〔回収率48.5%〕うち身体障害者=30人、知的障害者=23人、精神障害者=16人、手帳複数所持者7人、手帳無しの方1人）に見る障害者の生活課題と施策ニーズは、以下のとおりです。

1 障害者への理解について

「障害があることで差別を感じたり、嫌な思いをすることがあるか」という設問では、「ある」、「少しある」を合わせると、障害者全体で46%になります。ただし、精神障害者では57%と半分以上になっています。全体では、「ない」との回答も44%と半分に満たない割合となっており、まだまだ障害のある人の日常生活で、差別を感じる事が多くあるのが現状です。

障害がある人もない人も、誰もが地域で支え合い、共に暮らしていくには、お互いの理解が不可欠です。まずは、理解する・分かりあう・思いやることが、そのための一歩になります。

障害があることで差別を感じたり、嫌な思いをすることがあるか



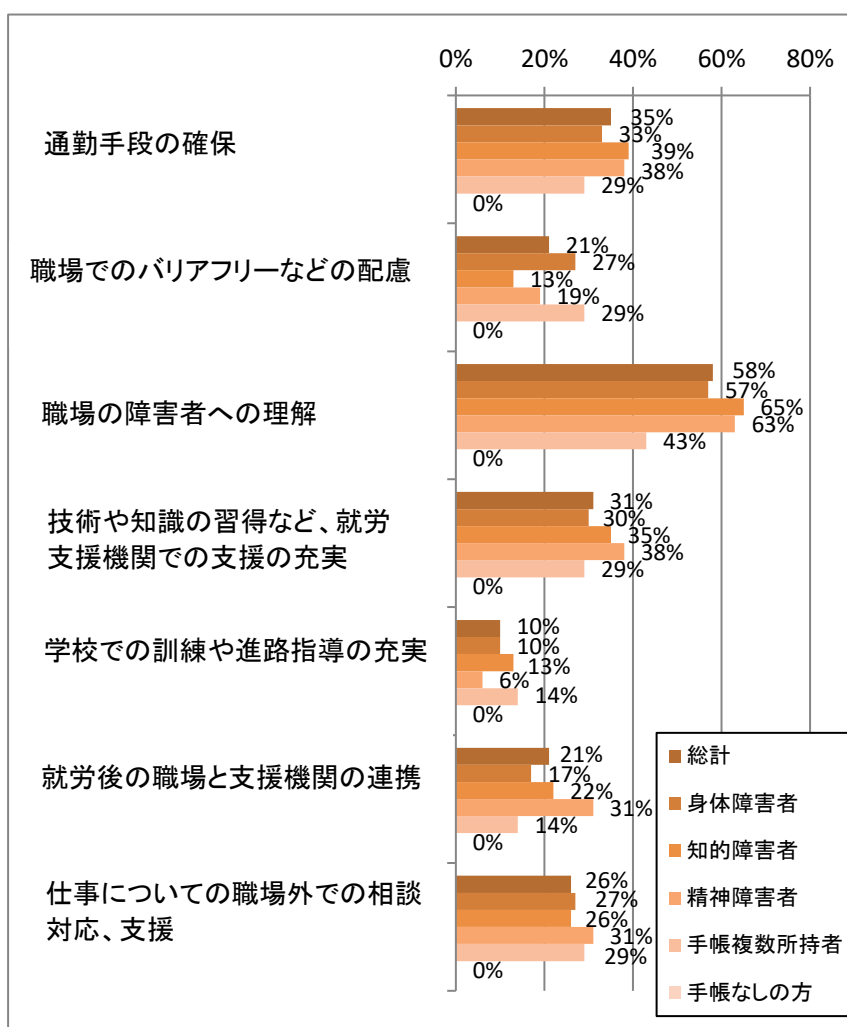
2 障害者の就労支援で重要なこと

障害者の就労支援として、特に望まれることは全体で「職場の障害者への理解」が58%と最も多くなっていました。

就労支援にあたっては、就労継続支援等の事業所において、技術、知識習得の訓練等を行っていますが、就労に求められているのは、受け入れる先の職場の意識ということが課題になっています。

このような課題に対して、就労定着支援事業の利用が有効と考えられるため、提供事業の確保と利用推進が求められます。

就労支援に重要なこと



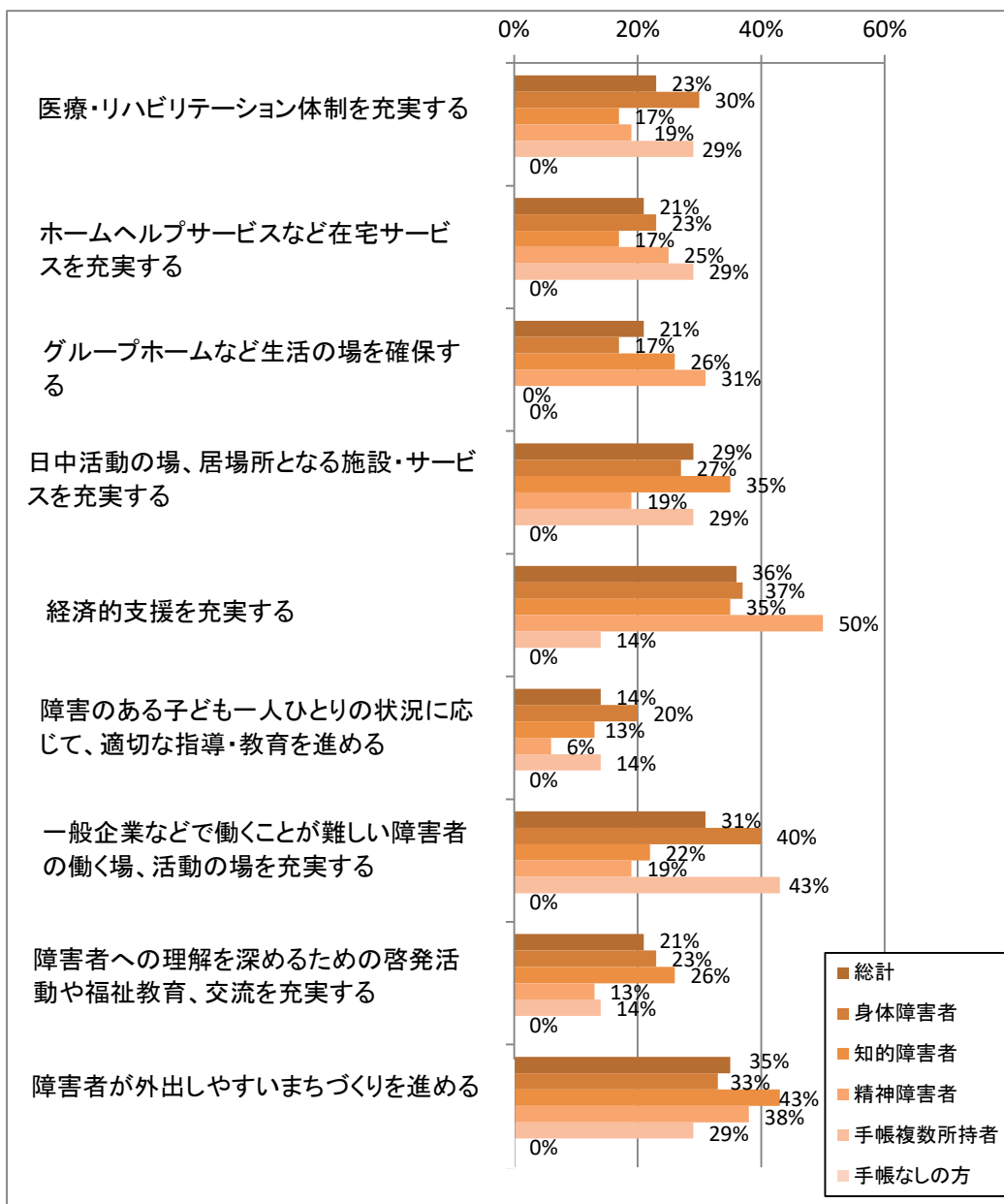
3 障害者施策へのニーズ

障害者施策へのニーズでは、全体では「経済的支援を充実する」が36%で最も多く、次いで「障害者が外出しやすいまちづくりを進める」が35%、「一般企業などで働くことが難しい障害者の働く場、活動の場を充実する」と続いています。

「経済的支援を充実する」と「障害者が外出しやすいまちづくりを進める」については、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれも回答割合が30%以上となっており、障害者共通のニーズとなっており、支援の充実が必要になっています。

特に、「障害者が外出しやすいまちづくりを進める」については、社会的な活動や参加への機会確保、ひいては就労機会の拡充にもつながる施策でもあるため、優先順位の高い課題です。

障害者施策へのニーズ



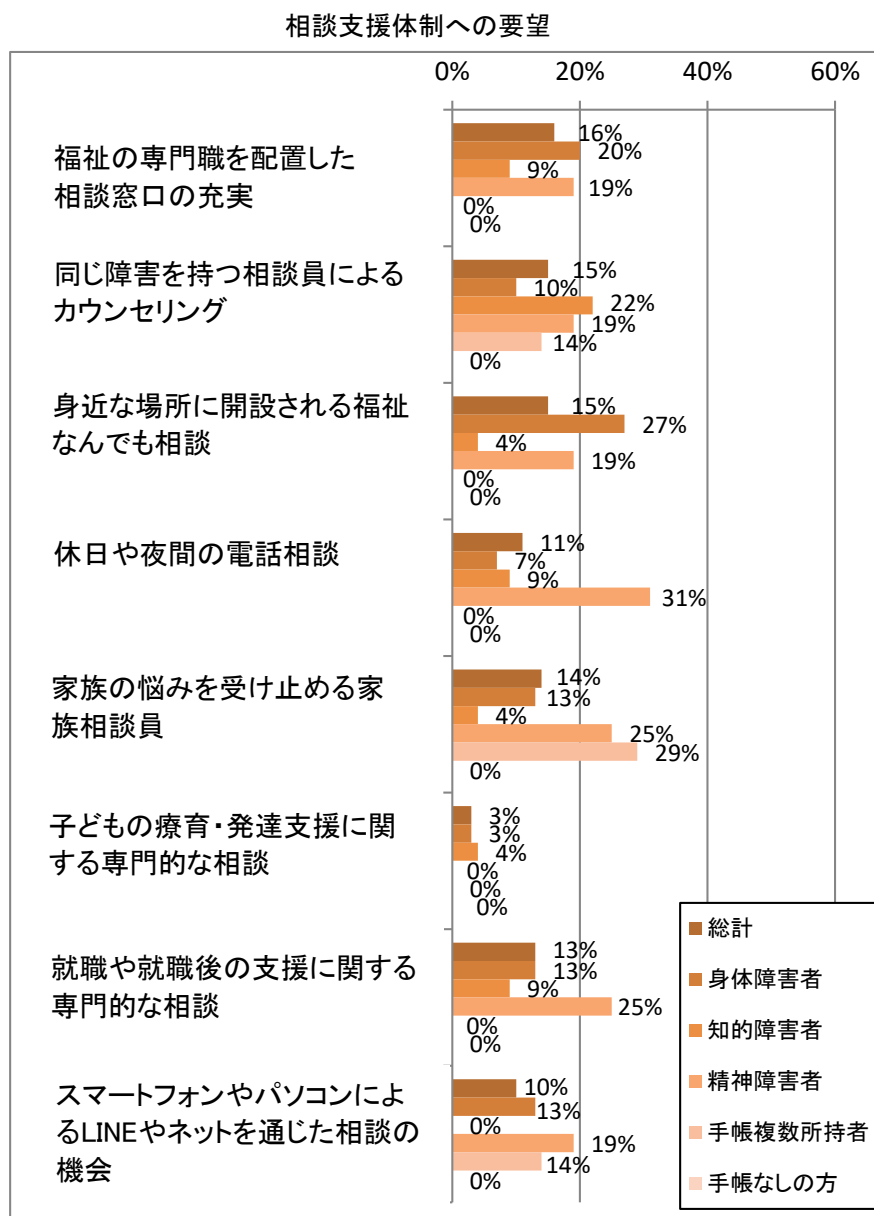
4 相談支援体制への要望

相談支援体制の充実・強化等については、国の基本指針にも示されており、本計画においても新たな成果目標を設定し、取り組む施策となっています。

アンケート調査における要望では、障害者全体では「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が16%と最も多く、次いで「同じ障害を持つ相談員によるカウンセリング」、
「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」が共に15%で続いています。

障害者別では、精神障害者の「休日や夜間の電話相談」が31%、手帳複数所持者の「家族の悩みを受け止める家族相談員」が29%となっており、相談の時間帯への要望、障害者本人だけでなく、家族を対象として相談についても要望があがっています。

本計画中における、相談支援体制の充実・強化等への取組を通して、ニーズに対応した体制を構築することが求められています。



第4章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

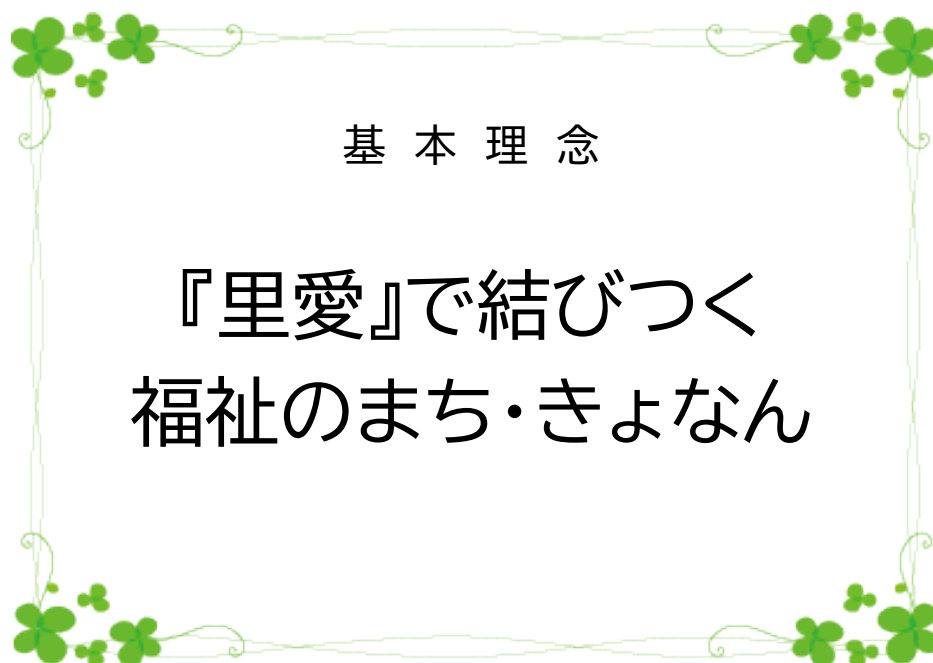
本計画では、平成30年3月に策定された上位計画である「第4次鋸南町障害者基本計画」の基本理念『里愛』で結びつく 福祉のまち・きよなん」を引き継ぐものとします。

本町では、鋸南町総合計画【2021→2030】において、「みんなでつくる三ツ星のふるさと・鋸南」を将来像にしてまちづくりを進めています。

このまちづくりは、急速な少子化・超高齢化と人口減少など、社会が大きく変化する中で、ふるさと鋸南町を子どもや孫に紡ぎ続けてもらうために、にぎわいを取り戻すために、共に手を携え、みんなでまちづくりを行い、「里山」を彩り、「里海」に根ざし、「里愛」で結びつく「三ツ星のふるさと」を創っていかうとするものです。

また、基本目標の一つとして「支えあい安心育む福祉のまち」を掲げており、地域共生社会の実現のため町民と協力して福祉のまちづくりを推進していくこととしています。

障害のある人もない人も、地域に暮らす誰もが共に安心して暮らせるまちづくりを進め、公的サービスに加え、それを補完するボランティア、住民相互の支えあいを活発化し、地域福祉力を高めていくことを主眼として「里愛」で結びつく社会を目指します。



第2節 施策推進の基本方針

本計画における基本方針は、上位計画である「第4次鋸南町障害者基本計画」の基本方針を引き継ぐものとし、以下の4つが位置づけられています。

1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者をサービスの対象としてのみ捉えるのではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参画する主体として定義します。障害者施策や障害福祉サービスを実施するにあたり、障害者及びその家族、支援者等の意見を聴き、その意見を尊重します。

2 住み慣れた地域でのサービスの利用と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が、住み慣れた地域で必要な支援を受けることができるよう障害福祉サービス等が利用できることを基本とします。障害福祉サービスは、身体・知的・精神・難病等の障害種別によらず拡充し実施します。

3 障害者の課題に対応した地域共生社会実現に向けた取組

地域生活への移行や福祉施設への入所・就労支援といった様々な障害者の生活・自立支援ニーズを満たす、サービス提供体制の整備を推進します。公的なサービスの充実だけでなく、地域資源の活用や地域内での支えあい意識の啓発を図るなど、地域共生社会を実現しうる地域福祉体制の構築を目指します。

4 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもや発達に支援を要する子どもが、乳児期から成人するまで一貫した支援体制と、サービス提供体制を構築できる環境の整備を推進します。

充実したサービス提供体制により、障害児をもつ保護者の心身の健康維持や自立した生活の維持を支援します。

第2編 障害福祉計画

第1章 基本目標

本計画においては、上位計画である平成30年3月策定の第4次鋸南町障害者基本計画の基本理念や基本方針との調和を保つものとし、第5次障害福祉計画の基本目標を引き継ぎ、以下の3つの基本目標のもと、その実現を目指します。

第1節 自己選択・自己決定ができる環境づくり

障害者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図れる環境づくりを推進していきます。

第2節 ライフステージに応じたサービス提供体制の強化

サービス提供にあたっては、障害者の心身の状況や生活課題などのアセスメントを適切に実施し、ライフスタイルに応じた継続的な支援に努めます。

また、サービス提供事業所である地域の福祉資源と連携し、障害種別によらないサービスの提供を推進していきます。

第3節 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第2章 地域生活移行と就労支援の数値目標

特に、地域生活移行と就労支援については、第6次障害福祉計画終了年度である令和5年度に向けて以下の数値目標を掲げ、その達成を目指した施策誘導を図ります。

第1節 施設入所者の地域生活移行の目標

「施設入所者の地域生活移行」について国は、「令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末の入所者数から1.6%以上削減すること」と「令和元年度末時点に入所している障害者の6%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

町では、入所者数の削減目標を1人、入所から地域生活に移行する人数の目標を2人と設定します。

「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数値目標
令和5年度末時点の入所者数【令和元年度末入所者数:17人】	16人
入所者数の削減目標	1人(5.9%減)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	2人(11.8%減)

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催」、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数」を活動指標として設定すること掲げています。

精神障害者の地域生活への支援について、精神保健福祉士（精神科ソーシャルワーカー）や相談支援、障害福祉サービス事業所等の担当者による協議の場として安房圏域の3市1町で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を平成30年度末に設置しており、機能の強化を図ります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

種類	R3年度	R4年度	R5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	36人	36人	36人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

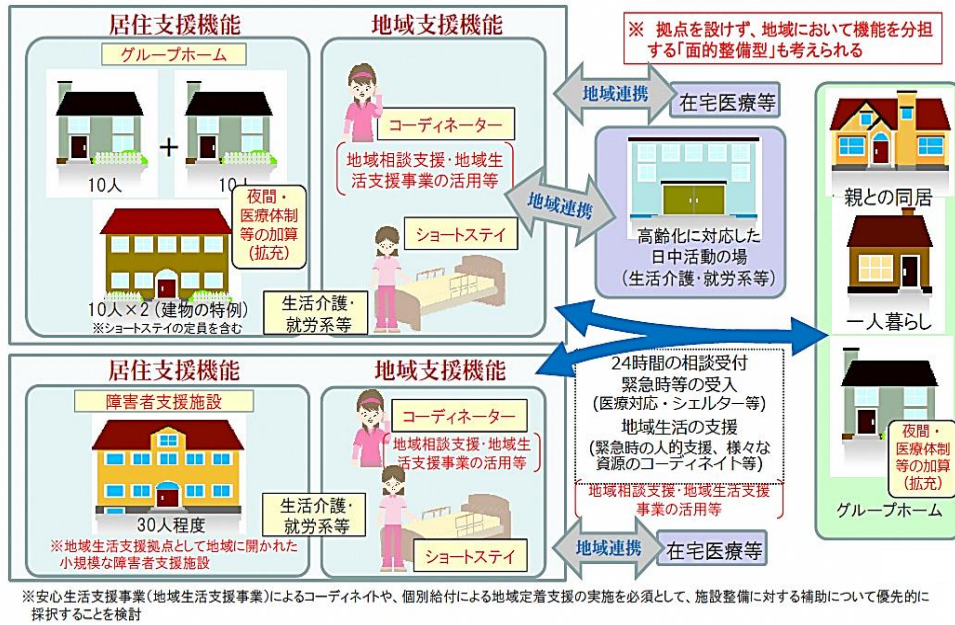
第3節 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障害者（児）の地域生活支援を推進する観点から、相談・体験の機会・緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

国は、「地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点または面的な体制をいう。)について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること」を目標に掲げています。

町では、安房圏域（鴨川市・館山市・南房総市・鋸南町）内の官民の障害者施設等の連携強化により、地域生活を支援する体制を整備していきます。

〔参考〕地域生活支援拠点のイメージ（厚生労働省）



第4節 福祉施設から一般就労への移行の目標

①一般就労移行

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は、福祉施設の利用者から一般就労する人数を令和元年実績の1.27倍以上としています。福祉施設の目標値の内訳は、就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業1.26倍、就労継続支援B型事業1.23倍以上となっています。

本町の第6次計画の目標は、令和元年度の福祉施設（就労継続支援A型事業）から一般就労に移行する人数が0人であったため、その1.27倍以上として1人を目標に掲げました。

「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項目	数値目標
令和5年度末の一般就労移行者数 (令和元年度の実績に対する目標割合1.27倍) ※令和元年度の一般就労移行者:0人	1人 (1.27倍以上)
うち就労移行支援事業 (令和元年度実績の1.3倍以上)	
就労継続支援A型事業 (令和元年度実績の1.26倍以上)	
就労継続支援B型事業 (令和元年度実績の1.23倍以上)	

②一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

第6次計画から新たに導入される一般就労に移行する就労定着支援の目標です。国は、就労定着支援の活用により、一般就労に移行することを進めています。

本計画では国の方針を踏まえ、町内外の障害福祉サービス事業所や関係機関と一層の連携を図り、令和5年度末までに就労定着支援事業の利用者が70%になることを目指します。

項目	数値目標
令和5年度末の一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	70%

③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所

第6次計画から新たに導入される就労定着支援の目標です。国では就労定着支援事業の就労定着率を一定割合以上にすることを目指しています。

本計画では国の方針を踏まえ、令和5年度末までに、就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の70%になることを目指します。

項目	数値目標
令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%

※令和3年3月現在、本町内に就労定着支援事業所がないため、本町在住の障害者が利用している主な事業所の割合とした。

第5節 相談支援体制の充実・強化等の目標

相談支援体制についての成果目標が第6次計画から新たに追加されました。本町では、令和5年度末までに、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の構築を目指し、強化を図ります。体制については、安房圏域において確保することで検討・調整を進めます。

相談支援体制の確保への目標

種類		R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援の実施		—	—	実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回

第6節 障害福祉サービス等の質向上に係る目標

本町職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要なサービス等を提供していくため、千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有に取り組みます。

障害福祉サービスの質を向上させるための目標

種類	R3年度	R4年度	R5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(※1)	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(※2)	—	—	1回

※1: 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への町職員の参加人数

※2: 審査結果を分析・活用し、事業所や関連自治体等と共有する体制の有無及び実施回数

第7節 発達障害者等に対する支援の目標

発達障害者等の早期発見・早期支援には保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保することが必要になっています。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講については、令和5年度に2人の受講を目標とします。

ペアレントメンターは、発達障害のある子の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。ペアレントメンター養成講座の受講等の検討を進め、令和5年度に1人の確保を目標とします。

ピアサポート活動とは、同じ発達障害者等による仲間同士の支え合いの活動です。事業所や関連団体における活動状況を把握し町からの活動支援の検討を進め、令和5年度には参加人数2人を目標とします。

発達障害者等に対する支援の目標

種類	R3年度	R4年度	R5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	—	2人
ペアレントメンターの人数	—	—	1人
ピアサポートの活動への参加人数	—	—	2人

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 サービス事業量の見込みの総括

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、以下のサービスを提供します。

障害福祉計画のサービスメニュー

	介護給付	訓練等給付	児童福祉法のサービス	身体	知的	精神・発達	障害児	難病
1 自立支援給付								
(1) 訪問系5サービス	○			○	○	○	○	○
(2) 日中活動系サービス								
①生活介護・療養介護	○			○	○	○		○
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）		○		○	○	○		○
③就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援		○		○	○	○		○
④短期入所（ショートステイ）	○			○	○	○	○	○
(3) 居住系サービス								
①自立生活援助	○	○		○	○	○		○
②共同生活援助（グループホーム）	○	○		○	○	○		○
③施設入所支援	○			○	○	○		○
(4) 指定相談支援								
計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	○			○	○	○		○
2 地域生活支援事業								
①理解促進研修・啓発事業				○	○	○	○	○
②自発的活動支援事業				○	○	○	○	○
③相談支援事業				○	○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業					○	○		
⑤成年後見制度法定後見支援事業					○	○		
⑥意思疎通支援事業				○			○	○
⑦日常生活用具給付等事業				○	○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業				○				
⑨移動支援事業				○	○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業				○	○	○		○
⑪日中一時支援事業				○	○	○	○	○
⑫訪問入浴サービス				○			○	
⑬知的障害者職親制度					○			
⑭自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成				○	○	○		
3 障害児支援								
①児童発達支援事業			○				○	
②放課後等デイサービス			○				○	
③保育所等訪問支援			○				○	
④居宅訪問型児童発達支援			○				○	
⑤障害児相談支援			○				○	

第2節 自立支援給付の見込み

1 訪問系サービス

〔サービス内容〕

居宅介護（ホームヘルパー）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援を提供します。サービス内容は表のとおりです。

訪問系サービスの内容

名称	対象者	内容
居宅介護 (ホームヘルパー)	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（障害支援区分4以上）	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上、著しい困難があり、常に介護を必要とする方（障害支援区分3以上）	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
同行援護	視覚障害の状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とされる方	外出時における援護（身体介護や代読、代筆など）を行うサービス
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障害支援区分6)」のうち、次の方が対象となります。 「①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障害者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者または最重度の知的障害者」 「②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者」	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供するサービス

〔事業量見込み〕

訪問系サービスは、過去の事業量実績の推移等を勘案し、令和5年度の事業量は、下表のとおりと計画します。

訪問系サービスの事業量見込み

サービス種別	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用者数(人)	4	4	4	5	5
	利用時間(時間/月)	49	53	50	55	55
重度訪問介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0

サービス種別	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
行動援護	利用者数(人)	0	1	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	18	0	0	0
同行援護	利用者数(人)	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

県などと連携し、研修等の実施やその受講支援等を通じてヘルパーの質・量の向上を図り、既存の事業所のヘルパー人員の強化や新規事業参入を促進していきます。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するため、介護・見守り的なサービスや、生活自立に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなど、以下のサービスを提供します。

(1) 生活介護・療養介護

〔サービス内容〕

生活介護・療養介護は、「常に介護を必要とする障害者」に、「食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービス」です。

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。

生活介護・療養介護サービスの内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者のうち、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上）の方 ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）の方	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

〔事業量見込み〕

令和5年度の事業量は、生活介護が616人日分/月と計画します。療養介護は、「重症心身障害児施設（委託病棟含む）に入院している18歳を過齢した方」などへのサービスですが、令和5年度の事業量は0人日分/月と計画します。

生活介護・療養介護の事業量見込み

サービス種別	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	利用者数(人)	26	32	28	28	28
	利用量(人日/月)	513	601	616	616	616
療養介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、「入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業者」などを対象に、「地域生活への移行を図る上で必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービス」です。

自立訓練サービスの内容

名称	対象者	内容	利用期間
機能訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。	18か月以内
生活訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ③宿泊型自立訓練の利用者	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。	24か月以内（長期入所・入院者が退所・退院の場合は36か月以内）

〔事業量見込み〕

令和5年度の事業量は、機能訓練が0人日分/月、生活訓練が80人日分/月と計画します。

自立訓練の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	5	9	5	5	5
	利用量(人日/月)	68	120	80	80	80

〔提供体制の確保策〕

各事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけていきます。

(3) 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

〔サービス内容〕

就労訓練・福祉的就労サービスとして、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「就労定着支援」があります。

就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援サービスの内容

名称	主な対象者	内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用期間24か月以内）
就労継続支援 (A型＝雇用型)	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	①通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった方 ③試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方	①通所により、就労や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は結ばない。） ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

名称	主な対象者	内容
就労定着支援	就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方	就労先の企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげます。

〔事業量見込み〕

令和5年度の事業量は、「就労移行支援」が32人日分／月、「就労継続支援A型」が21人日分／月、「就労継続支援B型」が317人日分／月と計画します。

就労移行支援・就労継続支援の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
就労移行支援	利用者(人)	2	2	2	2	2
	利用量(人日/月)	38	43	32	32	32
就労継続支援(A型)	利用者(人)	1	1	1	1	1
	利用量(人日/月)	20	20	21	21	21
就労継続支援(B型)	利用者(人)	21	19	19	19	19
	利用量(人日/月)	320	327	317	317	317
就労定着支援	利用者(人)	0	0	0	0	1

〔提供体制の確保策〕

各事業所や県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター中里などと連携しながら、当該サービスの円滑な事業実施を促進していきます。

(4) 短期入所（ショートステイ）

〔サービス内容〕

短期入所（ショートステイ）は、「介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障害者施設などで障害者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービス」です。一般的な「福祉型」のほかに、常時医療的ケアが必要な方への「医療型」があります。

〔事業量見込み〕

令和5年度の事業量は、10人日分／月と計画します。

短期入所の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	3	1	1	1	1
利用量(人日/月)	41	15	10	10	10

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、在宅移行の進展により需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

重症心身障害児・者など、常時医療的ケアが必要な方に対しては、医療機関などでの医療型短期入所の受け入れ先の確保に努めます。

3 居住支援・施設系サービス

障害者の入所施設は、長らく、身体障害者入所療護施設、知的障害者入所更生施設、精神障害者入所授産施設など、障害種別や目的により細かく分類されていましたが、障害者自立支援法の施行により、平成18年度から、障害種別による区分がなくなるとともに、住まい(夜)のサービスである「施設入所支援」と、日中活動とに分かれました。日中活動は、主に「生活介護」や「就労継続支援B型」などのサービスを利用します。

また、生活支援を得ながら地域生活を送る場として、「共同生活援助(グループホーム)」と「共同生活介護(ケアホーム)」の普及が進められてきました。これらは、制度上で平成25年度から「共同生活援助(グループホーム)」に一元化しています。

さらに、平成30年度からは、グループホームからひとり暮らしへ移行する障害者への支援を行う「自立生活援助」が創設され、地域へ移行するしくみが増えています。

(1) 共同生活援助(グループホーム)

〔サービス内容〕

障害者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、「共同生活援助(グループホーム)」があります。

共同生活援助サービスの内容

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	身体障害者(65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。)、知的障害者、精神障害者	介護、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

〔事業量見込み〕

令和5年度の事業量は、14人分/月と計画します。なお、国の基本指針に基づき千葉県が設定した鋸南町における精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は1人です。（千葉県における65歳未満と65歳以上の方の割合はそれぞれ43%：57%）これを踏まえ、鋸南町では1人（≒0.43人）を共同生活援助の見込み量に含めます。

共同生活援助の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用量(人)	11	15	13	14	14

〔提供体制の確保策〕

本計画では、現時点での供給体制を鑑み、利用見込みは横ばいとしますが、今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用ニーズの拡大が想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。

(2) 施設入所支援

〔サービス内容〕

「施設入所支援」の対象者は、「①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）、②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方」となります。また、自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。

〔事業量見込み〕

令和5年度の事業量は、16人分/月と計画します。

施設入所支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用量(人)	17	18	18	17	16

〔提供体制の確保策〕

町内に施設は無く、館山市内の中里の家や中里ワークホーム、鴨川市内の嶺岡園、しあわせの里など、広域的に入所しています。施設入所支援利用者の地域生活移行の促進に努めます。

(3) 自立生活援助

〔サービス内容〕

平成30年度から創設された「自立生活援助」は、共同生活援助または施設入所支援を受けていた障害者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

〔事業量見込み〕

令和5年度における事業量は、0分/月と計画します。

自立生活援助の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用量(人)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

町内で自立生活支援を提供できる事業所の確保が課題になりますが、利用希望にあたっては、安房圏域内の地域移行支援事業所等と連携を取り、自立生活に向けた支援体制構築の促進に努めます。

4 指定相談支援

〔サービス内容〕

障害者総合支援法では、障害福祉サービスの利用に際し、ケアプランを作成する①「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である②「地域移行支援」と、地域生活を始めた障害者へ24時間対応で緊急的な相談を受ける③「地域定着支援」がメニュー化されています。サービスの内容は表のとおりです。

指定相談支援サービスの内容

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する(利用を希望する)障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員によるケアプランの作成 ・基本相談支援(通常の相談) [相談場所] 指定特定相談支援事業所 (指定相談支援事業所たてやま(館山病院)、 安房地域生活支援センター、 ライフサポートなかざと・ライフサポートソレイユ(社会福祉法人安房広域福祉会)、 しあわせの里、 オレンジハウス相談支援センター(NPO法人たなざ)、 嶺岡園指定特定相談支援事業所、 ふる里学舎和田浦・ふるさと学舎千倉生活介護、 指定相談支援事業所なんよう、おらが家)

名称	対象者	内容
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等 [相談場所] 指定一般相談支援事業所 (安房地域生活支援センター等)
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域移行した障害者等	24時間体制の緊急時の相談支援等 [相談場所] 指定一般相談支援事業所 (安房地域生活支援センター等)

〔事業量見込み〕

指定相談支援の令和5年度の事業量は、計画相談支援を6人分/月、地域移行支援、地域定着支援の利用は見込みませんが、利用希望があった場合には適切な対応を図ります。

指定相談支援の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	利用量(人)	6	11	6	6	6
地域移行支援	利用量(人)	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用量(人)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

既存の相談機関と連携しながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。また、新規の多くの事業者が指定相談支援を行えるよう、県等と連携しながら、相談支援専門員の育成等に努めます。

5 その他の自立支援給付

(1) 自立支援医療

〔サービス内容〕

自立支援医療は、障害者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は、「18歳以上の身体障害者の障害の軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)のための医療費支給」、「育成医療」は、「18歳未満の身体障害児または疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童への医療(口唇口蓋裂、心臓病の手術など)のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障害など心の病気による通院医療費の支給」です。

〔提供体制の確保策〕

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向を見ながら財源確保を図ります。

(2) 補装具費の支給

〔サービス内容〕

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具」のことで、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」サービスでは、補装具を必要とする身体障害者や難病患者に購入費や修理費の給付を行っています。

また、平成30年度からは、補装具のうち、成長に伴って短期間での交換が必要になる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜が図れるものについては、新たに補装具費の支給対象になっています。

〔提供体制の確保策〕

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向を見ながら財源確保を図ります。

第3節 地域生活支援事業の見込み

1 理解促進研修・啓発事業

〔サービス内容〕

市町村が、地域住民に対して障害者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。現在、町では実施していません。

〔事業量見込み〕

令和4年度からの実施を目指します。

理解促進研修・啓発事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施

〔提供体制の確保策〕

障害者に対する理解を深めるため、この事業を実施する予算を確保し、研修・啓発に取り組んでいきます。

2 自発的活動支援事業

〔サービス内容〕

障害者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート（互いの悩みを共有する交流）、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援する事業です。平成25年度に導入された事業で、町では実施していません。

〔事業量見込み〕

令和4年度からの実施を目指します。

自発的活動支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施

〔提供体制の確保策〕

自発的な活動を促進するため、この事業を実施する予算の確保に努めます。

3 相談支援事業

〔サービス内容〕

相談支援については、指定相談支援や、町が窓口となって行う通常相談のほかに、障害者相談支援事業による専門的な相談を安房地域生活支援センターに委託して実施しています。

相談支援事業の内容

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する事業です。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障害者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援、入居者である障害者家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援などを行う事業です。

〔事業量見込み〕

現行の事業を継続して実施していく見込みです。

相談支援事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	設置箇所	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無

〔提供体制の確保策〕

相談機関と連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。また、住宅入居等支援事業の実施に向け検討を進めます。

4 成年後見制度利用支援事業

〔サービス内容〕

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用支援事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。

成年後見制度利用支援事業の内容

名称	対象者	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害者または精神障害者	成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業

成年後見制度利用支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用量(人)	0	0	1	1	1

〔事業量見込み〕

現在、利用実績はありませんが、令和3年度より1人の利用を見込みます。

〔提供体制の確保策〕

成年後見による障害者の権利擁護を図るため、この事業を実施する予算の確保に努めます。

5 成年後見制度法定後見支援事業

〔サービス内容〕

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を、確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

〔事業量見込み〕

令和4年度からの実施を目指します。

成年後見制度法定後見支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施

〔提供体制の確保策〕

成年後見制度が普及するには、後見人の育成が不可欠であり、法人後見実施のための研修、後見団体への支援のための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の支援ネットワークの形成に向けて、関係機関と共に取り組んでいきます。

6 意思疎通支援事業

〔サービス内容〕

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳士(者)、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員等を派遣するサービス」です。また、手話通訳者を町に配置する事業も当該事業に含まれます。手話通訳については、国家資格として「手話通訳士」が、県の認定資格として「手話通訳者」があり言葉の使い分けがされます。

〔事業量見込み〕

手話・要約筆記者の派遣は、現行の実績をもとに、今後も同様の利用ニーズがあることを見込みます。手話通訳者設置は、本町の規模からは人員配置が難しいと考えますが、職員の手話技術の取得を促進していきます。

意思疎通支援事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手話通訳者設置人数	人	0	0	0	0	0
手話・要約筆記実利用者数	人	3	3	3	3	3

〔提供体制の確保策〕

県内の専門職の育成、派遣は社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会が担っており、同協会と連携しながら、安房地域での専門職の育成・登録を促進していきます。

また、手話通訳者設置事業についても、将来的な実施に向け検討を進めます。

7 日常生活用具給付等事業

〔サービス内容〕

重度の身体・知的・精神障害者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成しています。

日常生活用具給付等事業の内容

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集・情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

〔事業量見込み〕

排泄管理支援用具の利用は、今後も高いニーズがあることを見込みます。他の支援用具については、それぞれ年間数件程度の利用実績であり、今後も同程度の利用を見込みます。

日常生活用具給付等事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①介護訓練支援用具	件	0	1	1	1	1
②自立生活支援用具	件	1	0	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件	1	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件	2	1	2	2	2
⑤排泄管理支援用具	件	191	200	205	205	205
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

8 手話奉仕員養成研修事業

〔サービス内容〕

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

〔事業量見込み〕

安房郡市聴覚障害者協会に3市1町が共同委託しており、今後も委託による実施を見込みます。

手話奉仕員養成研修事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

〔提供体制の確保策〕

多くの手話奉仕員が養成されるよう、関係市と共に予算の確保を図ります。

9 移動支援事業

〔サービス内容〕

移動支援事業は、「訪問系サービスでの移動介護の対象とならないケースにおける、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時の移動を支援するサービス」です。厚生労働省は下記の3つのタイプを想定していますが、このうち、町では個別支援型を実施しています。

移動支援事業の3つのタイプ

タイプ	内容
個別支援型	・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
グループ支援型	・ 複数の障害者への同時支援 ・ 屋外でのグループワークや同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送型	・ 福祉バス等車両の巡回による送迎 ・ 公共施設、駅、福祉センター等に障害者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため必要に応じて随時運行

〔事業量見込み〕

現在、利用実績はありませんが、必要な際にはサービスを提供していきます。

移動支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者 (人)	0	0	0	0	0
延べ利用時間数 (時間)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、多様な事業所の参入を促進していきます。

10 地域活動支援センター事業

〔サービス内容〕

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障害者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。町内には無く、近隣には南房総市三芳地区の安房地域生活支援センターがあります。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

地域活動支援センターの事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者 (人)	12	10	12	12	12

〔提供体制の確保策〕

事業所でのきめ細かなサービスの展開を働きかけるとともに、町内での事業所設置を目指していきます。

11 日中一時支援事業

〔サービス内容〕

日中一時支援事業は、平成18年度から障害者自立支援法により、障害児の放課後の学童保育的な事業である「障害児タイムケア事業」と、「日中の日帰りショートステイ」が統合されてできた事業で、介護者が介護できない時に日中活動の場を提供しています。

平成24年度から、障害児の放課後の学童保育的な事業が児童福祉法による「放課後等デイサービス」に移行しましたが、市町村による柔軟なサービス展開を図ることができる事業として、存続しています。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

日中一時支援事業の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者 (人)	1	1	2	2	2

〔提供体制の確保策〕

今後も施設と連携しながら、サービスの質の維持・向上に取り組んでいきます。

12 訪問入浴サービス

〔サービス内容〕

身体障害者手帳1・2級所持者で、介護保険の訪問入浴介護の対象外の方に、訪問入浴サービスを提供しています。

〔事業量見込み〕

現在、利用実績はありませんが、必要な際にはサービスを提供していきます。

訪問入浴サービスの事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者 (人)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

事業所と連携しながら、サービスの質の維持・向上に取り組んでいきます。

13 知的障害者職親制度

〔サービス内容〕

知的障害者が職親のもとで、一般就労を目指して生活指導や技能習得訓練等を受ける事業です。

〔事業量見込み〕

現在、利用実績はありませんが、必要な際にはサービスを提供していきます。

知的障害者職親制度の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者 (人)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

職親の協力のもと当該事業を実施し、一般就労を目指した取組を進めていきます。

14 自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成

〔サービス内容〕

自動車運転免許取得費助成は、身体障害者が自動車運転免許を取得する際、その費用の一部または全部を助成するものです。自動車改造費助成は、身体障害者が自家用車等を障害の状況に応じて改造する際、その改造費の一部または全部を助成するものです。

〔事業量見込み〕

現在、利用実績はありませんが、必要な際にはサービスを提供していきます。

自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
運転免許取得費助成	人	0	0	0	0	0
自動車改造費助成	人	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

自動車を運転することで社会参加の幅が広がるよう、引き続きサービスを実施するとともに、サービスの周知により需要喚起を図ります。

第4章 その他の関連事業

第1節 成年後見制度利用促進基本計画

あらゆる地域の住民と、地域の多様な主体が、自分の事のように支え合いながら、世代や分野を超え、丸ごとつながることにより、社会を共に創っていく「地域共生社会の実現」を見据えながら、地域包括ケアシステムの強化も図るため、以下の施策について推進していきます。

成年後見制度の利用促進を目指し、令和元年に安房3市1町が共同で安房地域権利擁護推進センターを設置しました。同センターは、認知症や精神・知的障害があり、判断能力が不十分なために成年後見制度を必要とする人が、必要な支援を受け、地域で自立した生活を送ることができるように、成年後見制度など権利擁護事業の利用促進を図る中核機関となります。

その業務内容は成年後見制度に関する普及啓発や相談支援、成年後見人等の受任者調整機能など多岐にわたります。また、本人はもとより後見人を孤立にさせないためのチームによるネットワーク支援体制の構築など後見人支援も業務に含まれています。

権利擁護を必要とする人たちを地域社会全体で支え合うことが、共生社会の実現に必要であると考えます。しかしながら安房地域において、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない状況にあります。

国の定めた「成年後見制度利用促進基本計画」において、①成年後見制度を利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を計画的に進めることが謳われています。

センターは安房3市1町の行政・社協や家庭裁判所、その他関係機関と広域的に連携を図り、広域で設置されたメリットを活かし、3市1町の行政並びに社協と共に安房地域全体の権利擁護に関する意識を高めてまいります。担当職員向けの研修会等を開催し、センターだけでなく各相談機関の相談対応力のスキルアップに取り組みます。このことにより、安房地域の住民が、成年後見制度を利用しやすく、メリットが感じられるように、権利擁護支援体制の強化を図ります。

安房地域成年後見制度利用促進業務の内容

○権利擁護に係る地域連携ネットワークづくり

・安房3市1町の広域による地域連携ネットワークを強化し、チーム（本人を中心に親族、医療、介護、福祉、司法等の関係機関や後見人等）、チームを支援する協議会や中核機関、その他専門職などとの連携を図りやすい地域を構築する。

○中核機関の運営

・安房地域権利擁護推進センター（中核機関）を中心に制度に関する専門的な相談や普及啓発を行う。

・安房地域において早期の市民後見人の選任を目指し、市民後見人の活動支援の体制を整備する。

・成年後見等受任調整の方策をさらに検討し、スムーズな後見人候補者の選定ができるよう、調整の体制を強化する。

○関連制度の積極的な利用

・認知機能が低下し始めた早期の段階からチームとして支援が開始できるよう、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用の促進や、保佐、補助制度について理解が進むよう働きかけていくことが重要である。

・制度を必要とする人がいても、身寄りがいない、親族の協力が期待できない、経済的な理由などから制度の利用につながらない場合には、積極的に成年後見制度利用支援事業を活用し、市町申し立ての実施や、報酬の助成を行う。

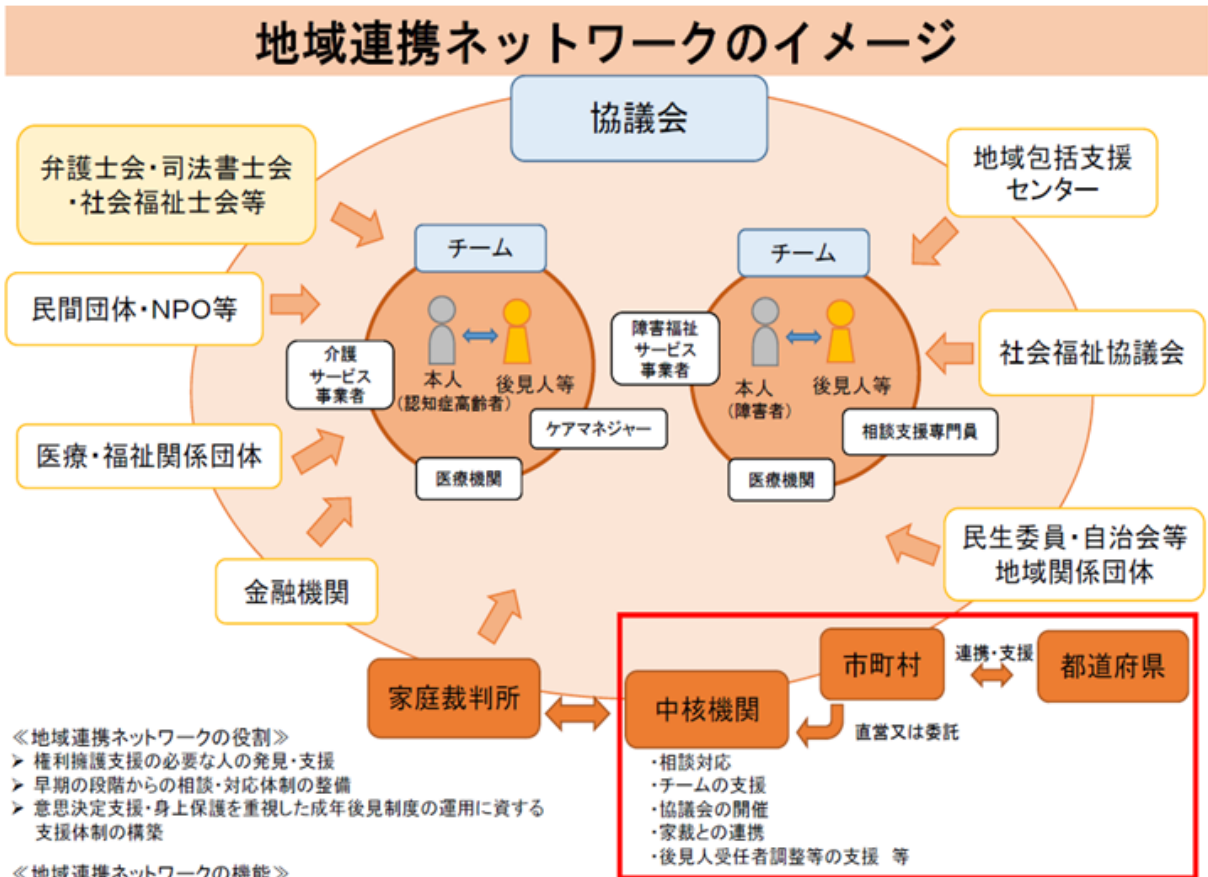
○意思決定支援の重視

・成年後見制度は財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者本人の意志を丁寧にくみ取り、本人の意志を尊重しながら権利を擁護していく意思決定支援が重要である。

○不正防止の徹底

・成年後見制度の不正事案には親族後見人等の理解不足から生じる事案も多くあります。未然に不正事案となることを予防するため、家庭裁判所との連携を図り、親族後見人や市民後見人を孤立させることなく、相談しやすい体制を整えることが重要である。

・制度の利用者にとって安心かつ安全な制度となるため成年後見人等を監督する家庭裁判所と連携し、後見人等に成年後見制度に関する最新情報を提供する機会を作ることが必要である。



出典：内閣府「成年後見制度利用促進基本計画について」

日常生活自立支援事業・成年後見制度

区分	内容	
1 日常生活自立支援事業	・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
2 成年後見制度	(1) 法定後見 (判断能力の不十分な方の程度に応じて選択)	①後見 ：ほとんど判断出来ない人が対象 ②保佐 ：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助 ：判断能力が不十分な人が対象
	(2) 任意後見 (本人の判断能力が十分にあるうちに、将来に備えて決めておく)	

第3編 障害児福祉計画

第1章 基本目標

本計画においては、上位計画である平成30年3月策定の第4次鋸南町障害者基本計画の基本理念や基本方針との調和を保つものとし、第1次障害児福祉計画の基本目標を引き継ぎ、以下の2つの基本目標のもと、その実現を目指します。

第1節 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備

子どもの障害や発達支援の必要性について、保護者の「気づき」の段階から、専門的な支援へつながるよう保健・医療・保育・教育など関係機関の連携により、一人ひとりの子どもに応じた専門性の高い療育を促進します。

学校教育及び卒業後を見据えた就労関係機関や障害福祉サービス事業所との連携を強化し、障害児とその保護者に対する支援体制の構築を図ります。

さらに、重度の身体障害及び知的障害がある「重症心身障害児」や、酸素吸入やたん吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」など、重度の障害のある児童が地域で健やかに成長できるよう、医療機関からの退院促進や早期療育を促進します。

第2節 家族支援の強化と地域社会への参加、包容の推進

障害児及び保護者が家庭や地域において、安心して健康的で文化的な生活を送ることができるよう、情報提供及び相談支援の充実、保護者の介助による肉体的・精神的負担の軽減を図る家族支援の強化に努めます。

また、障害児が児童発達支援をはじめとする障害児支援を利用しながら、地域の保育や教育を受けることができ、障害の有無にかかわらず共に成長できるよう、地域社会への参加や活動を推進します。

第2章 成果目標

障害児福祉計画の計画終了年度である令和5年度にむけて、以下の成果目標を掲げその達成にむけた施策を推進します。

第1節 児童発達支援センターの設置

「児童発達支援センター」は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、あわせて地域の障害児やその家族への相談及び障害児を預かる施設への援助・助言などを行う障害児支援の拠点施設です。

国は、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置し、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保することを目標に掲げています。

令和2年度時点で町内にはありませんが、障害児支援の中核となる「児童発達支援センター」について、令和5年度末までに圏域内で1か所設置を目標とし、重層的な支援体制の整備に取り組みます。

第2節 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

「保育所等訪問支援」は、障害児が利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障害特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど、集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

国は、令和5年度末までに各市町村で提供体制を構築すること、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保することを目標に掲げています。

本町では未実施ですが、安房圏域内では、鴨川市内の「こども発達支援センター鴨川そらいろ」において実施しており、圏域内の事業所の協力を得ながら、支援が受けられる体制づくりに努めます。

第3節 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所」について、国は、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

重症心身障害児への支援は専門性を必要とし、町内では具体的な想定がないことから、町単独設置は本計画では見込まないものとしませんが、利用対象者がある場合に備え、サービスが提供できる体制が構築できるよう、県や圏域で連携して既存事業所の定員増加や新規事業所の参入促進を目指します。

第4節 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には保護者の負担軽減及び後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための「医療的ケア児支援の協議の場」を設置するとともに「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」を配置することを目標に掲げています。また、市町村単独での設置が困難な場合には県が関与した上で、圏域で設置することも差し支えないとされています。

本町では、「医療的ケア児支援の協議の場」について、令和元年度に安房3市1町合同で設置をしました。これから、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の配置も圏域での設置を含め検討を進めます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	第2次計画見込み			単位
	R3年度	R4年度	R5年度	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	0	1	実人/月

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 障害児福祉サービスについて

障害児が健やかに成長できるよう、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスを提供します。

ただし、障害者総合支援法によるサービスについては、第2編「障害福祉計画」に障害児分を含んでいること、障害児入所支援については県事業であることから、障害児福祉計画では、障害児通所支援及び障害児相談支援に関する見込みと提供体制の確保について定めます。

第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

1 児童発達支援事業

〔サービス内容〕

児童発達支援事業は、「療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童」を対象に、「日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに指導員等が、個別指導を一定時間以上行うとともに集団療育を行うサービス」です。

医療型児童発達支援事業は、看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化した事業です。

居宅訪問型児童発達支援は、「重症心身障害児などの重度の障害児で、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うサービス」です。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

児童発達支援事業の事業量見込み

区分	単位	実績		見込み		
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援事業	利用者(人)	1	1	1	1	1
	利用量(人日/月)	6	7	10	10	10
医療型児童発達支援事業	利用者(人)	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援事業	利用者(人)	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

町内に事業所が無い場合、日常的な利用は難しい状況ですが、「児童デイセンターこすもす」をはじめとする近隣市の事業所と連携し、特に長期休み期間中などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

2 放課後等デイサービス

〔サービス内容〕

放課後等デイサービスは、学校通学中の障害児に対して、「授業の終了後または休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービス」です。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

放課後等デイサービスの事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	5	5	6	6	6
利用量(人日/月)	30	22	25	25	25

〔提供体制の確保策〕

町内に事業所が無いため日常的な利用は難しい状況ですが、「児童デイセンターこすもす」をはじめとする近隣市の事業所と連携し、特別支援学校在学生などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

3 保育所等訪問支援

〔サービス内容〕

保育所等訪問支援は、障害や発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育所等の担当職員に、療育支援者が専門的な助言や支援を行う事業です。

〔事業量見込み〕

現在利用実績はありませんが、対象となる子どもと保護者、保育所等の職員を支援するため、必要な際にサービスを提供していきます。

保育所等訪問支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	0	0	0	0	0
利用量(人日/月)	0	0	0	0	0

〔提供体制の確保策〕

「児童デイセンターこすもす」等による当該事業の提供体制の充実を、関係市と共に働きかけていきます。

4 障害児相談支援

〔サービス内容〕

通所サービスを利用するすべての障害児を対象に、相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います（入所の相談は児童相談所で行います）。また、基本相談支援(通常の相談)も行うサービスです。

〔事業量見込み〕

現行程度の事業量を見込みます。

障害児相談支援の事業量見込み

単位	実績		見込み		
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者(人)	2	1	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

相談機関と連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。

第4章 その他の関連事業等

第1節 医療的ケア児等支援ワーキンググループ

本計画の成果目標にも、国の示す「医療的ケア児支援の協議の場」の設置及び「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の配置が定められており、医療的ケア児への施策は、障害児福祉の施策の上でも重要な取組のひとつになっています。令和元年に安房圏域の3市1町で協議の場を設置し、令和2年度には、共同で運営している地域自立支援協議会の子ども部会内に「医療的ケア児等支援ワーキンググループ」を立ち上げました。

名称	活動内容
医療的ケア児等支援ワーキンググループ	医療的ケアを必要とする児童とその家族が身近な地域で支援が受けられるように、医療や福祉、教育、行政機関等があたり、課題を共有して方策を検討します。

令和2年10月から12月まで、ワーキンググループでは安房圏域における医療的ケア児の状況や支援ニーズの把握等を目的にアンケート調査を実施しました。この結果から、ワーキンググループ内で課題等を共有し、本計画や安房圏域の支援体制、災害対策等に反映させる予定です。

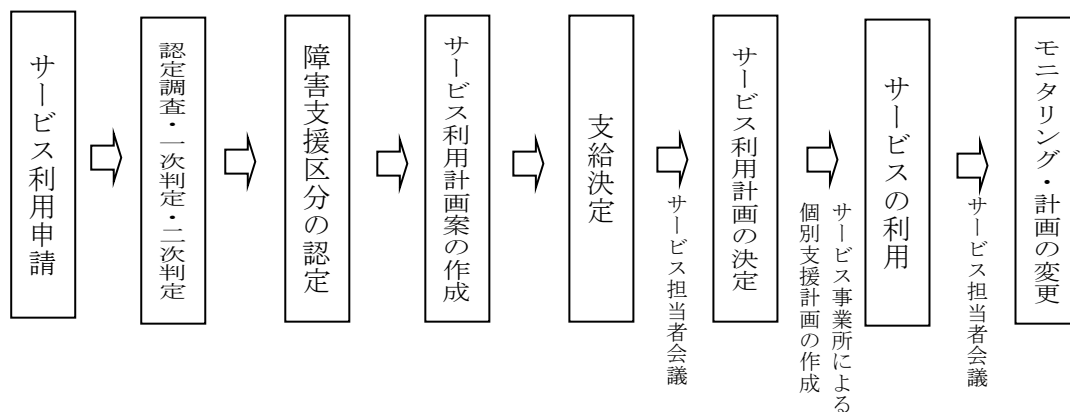
第4編 計画推進に向けて

第1章 適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援事業等）の利用にあたっては、「支給決定」の前段階で、「サービス利用計画」（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。各サービス提供事業所は、この「サービス利用計画」（ケアプラン）をもとに、自事業所での一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、支援を行っていきます。

正確・公平な障害支援区分の認定と支給決定、障害者一人ひとりのニーズに基づく適切なケアマネジメントが展開できるよう、認定調査員や審査会委員・相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当者会議の実施を働きかけていきます。また、こうしたしくみについて、町内の障害者や家族などへの周知に努めていきます。

サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



第2章 地域自立支援協議会の円滑な運営

障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

障害者総合支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として地域自立支援協議会を円滑に運営し、安房地域全体で連携しながら、個別課題や施策の検討、その他連絡・調整等を行っていきます。

第3章 計画の適切な進行管理

第6次鋸南町障害福祉計画及び第2次鋸南町障害児福祉計画については、障害福祉サービスの見込み量等を定める計画であることから、各年度において、サービスの見込量のほか、障害者の地域生活及び一般就労への移行における進捗状況を点検し、地域自立支援協議会などで改善策を検討しながら、必要に応じて所要の対策を実施します。

第4章 施策推進のための体制強化

県や近隣市、関係機関等と連携しながら、障害者施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的な養成と確保に努めます。

分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障害者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

さらに、計画の着実な実施に向けて、国や県に対し各種財政措置の拡充を要請していきます。

參考資料

計画策定委員会設置要綱

鋸南町告示第 34 号

鋸南町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の障害者福祉計画の策定に際し、広く町民の意見を求めるため、鋸南町障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、鋸南町障害者福祉計画を策定するものとする。

- ア 計画の目的及び理念
- イ 計画作成体制
- ウ 計画期間
- エ 計画の点検
- オ 障害者（児）等の実態把握のための調査結果
- カ 障害者（児）の現状
- キ 計画期間の各年度における障害者（児）等の状況
- ク 各年度ごとの障害福祉対象サービス量の見込み
- ケ 障害福祉対象サービスの提供の現状及び評価
- コ 各年度における障害福祉対象サービスの見込量の確保のための方策
- サ 障害者（児）福祉サービスの円滑な実施を図るために必要と認める事項
- シ 障害者（児）福祉サービスの目標量と提供体制の整備目標
- ス 障害者（児）福祉の整備目標
- セ 生きがい・健康づくり対策の推進

(組織)

第3条 策定委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる職にある者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係機関の代表者
- (3) 社会福祉団体の代表者
- (4) 保健医療関係機関の代表者
- (5) ボランティア組織の代表者
- (6) 行政関係者
- (7) 町民の代表者

3 委員の任期は、計画が策定されるまでの期間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 策定委員会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉課内において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月18日鋸南町告示第40号)

この告示は公布の日から施行する。

計画策定委員会委員名簿

番号	区 分	氏 名	備考
1	学識経験者 鋸南町議会 総務常任委員長	笹生 正己	
2	社会福祉関係 機関の代表者	安房地域生活支援センター 施設長	岡田 まゆみ
3		安房特別支援学校 進路指導主事	長 和太
4	社会福祉団体 の代表者	鋸南町民生委員児童委員 協議会 会長	黒川 起志夫 委員長
5	ボランティア 組織の代表者	鋸南町社会福祉協議会 事務局長	増田 光俊 副委員長
6	保健医療機関 の代表者	安房健康福祉センター(安房保健所) 精神保健福祉相談員	島村 裕次

(敬称略)

第6次鋸南町障害福祉計画 第2次鋸南町障害児福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：鋸南町
〒299-2192
千葉県安房郡鋸南町下佐久間 3458 番地
TEL 0470-55-2111（代表）

編集：鋸南町保健福祉課
〒299-1902
千葉県安房郡鋸南町保田 560 番地
鋸南町保健福祉総合センター「すこやか」
TEL 0470-50-1172
FAX 0470-55-4148
